○国土交通省告示第九百二十二号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十八年八月十五日から同月二十六日までの毎日午前九時から午後五時までの間に限る。）。

平成二十八年八月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

岩手県釜石市箱崎漁港東防波堤、同防波堤突端から真方位五十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位三百二十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位二百三十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から箱崎漁港防砂堤突端まで引いた線、同防砂堤及び陸岸により囲まれた水域

○国土交通省告示第九百二十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第六回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　縦覧開始の日　平成二十八年八月十三日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目四十二番地七　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部大宮西部業務事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第九百二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南台沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

宮城県白石市越河五賀

字太郎坊　九番一及び九番二

一〇番

一一番一から一一番三まで

一六番四地先道路敷

二〇番一

二〇番三及び二〇番四

二一番一

二二番一から二二番四まで

二三番一から二三番三まで

二四番

二五番一から二五番三まで

二七番一から二七番三まで

二八番一から二八番三まで

三一番及び三二番

三五番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城県白石市越河五賀

字上台　五四番　一番一

二四番

二一番

一七番

五番二

五番一一

五番一

一八番一

一九番

字太郎坊

二三番一

二三番一地先道路敷

一八番一

一九番二

二〇番一地先道路敷

一六番四

一六番五

字小野作前　七番一地先道路敷

一号

二号及び三号並びに七号及び八号

四号

五号

六号

十五号

十六号

十七号

十八号

十九号から二十四号まで

二十五号及び二十六号

二十七号

九号

十号

十一号

十二号

十三号及び十四号

二十八号から三十二号まで

○国土交通省告示第九百二十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十二日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
埼玉県比企郡嵐山町大字越畑字十三間一八四三番一	前	最大 一〇九 最小 七九	五八
	後	最大 一一一 最小 七九	

○国土交通省告示第九百二十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月十二日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　山陰自動車道鳥取益田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
出雲市知井宮町字浅柄二四一九番四二から同市知井宮町字浅柄二四二三番まで	前	最大 一六一 最小 六九	七七
	後	最大 二三四 最小 七七	

○防衛省告示第百六十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、全部返還、共同使用の条件変更及び追加提供が平成二十八年八月九日次のとおり決定された。

平成二十八年八月十二日

防衛大臣　稲田　朋美

陸上施設

◎全部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一六二	由木通信所	八王子市	国有	土地：約三、九〇〇平方メートル 平成二十八年七月一日